第三十九条の四十六第一項中「第六十八条の十五の五第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に、「の法第六十八条の十五の五第二項第三号」を「の法第六十八条の十五の六第二項第三号」に改め、同項第一号中「第六十八条の十五の五第二項第三号」を「第六十八条の十五の六第二項第三号」に改め、同号イ中「第三十九条の四十五の二第二十一項第一号」を「第三十九条の四十五の二第二十一項第一号」に改め、同号ロ中「同項」を「同項第一号」に、「第三十九条の四十五の二第二十一項第二号に規定する」を「⑴に掲げる数が⑵に掲げる数のうちに占める」に改め、同号ロに次のように加える。

⑴　当該連結親法人又はその連結子法人（法第六十八条の十五の二第二項第一号に規定する認定事業者（次号イにおいて「認定事業者」という。）であるものに限る。⑵において同じ。）の当該適用年度の同条第五項第七号に規定する地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が零に満たない場合には、零。⑵において「地方事業所基準雇用者数」という。）

⑵　当該連結親法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数及び当該各連結子法人の適用年度の地方事業所基準雇用者数を合計した数

第三十九条の四十六第一項第二号イ中「第六十八条の十五の五第二項第三号」を「第六十八条の十五の六第二項第三号」に、「同条第二項」を「同条第二項第一号」に、「第三十九条の四十五の二第二十一項第二号に規定する」を「⑴に掲げる数が⑵に掲げる数のうちに占める」に改め、同号イに次のように加える。

⑴　当該連結親法人又はその連結子法人（認定事業者であるものに限る。⑵において同じ。）の当該連結事業年度の法第六十八条の十五の二第五項第七号に規定する地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が零に満たない場合には、零。⑵において「地方事業所基準雇用者数」という。）

⑵　当該連結親法人の当該連結事業年度の地方事業所基準雇用者数及び当該各連結子法人の当該連結事業年度の地方事業所基準雇用者数を合計した数

第三十九条の四十六第一項第二号ロ中「第四十二条の十二の四第二項第三号」を「第四十二条の十二の五第二項第三号」に、「同条第二項」を「同条第二項第一号」に改め、同条第二項中「第六十八条の十五の五第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に、「（同条第五項第六号」を「（同条第五項第七号」に、「の同条第五項第六号」を「の同条第五項第七号」に改め、同条第三項中「第六十八条の十五の五第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に、「第四十二条の十二の四第一項」を「第四十二条の十二の五第一項」に、「第六十八条の十五の五第二項第六号」を「第六十八条の十五の六第二項第六号」に改め、同条第四項及び第五項中「第六十八条の十五の五第二項第一号」を「第六十八条の十五の六第二項第一号」に改め、同条第六項中「第六十八条の十五の五第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改め、同項各号中「第六十八条の十五の五第二項第四号」を「第六十八条の十五の六第二項第四号」に改め、同条第八項中「第六十八条の十五の五第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改め、同項第一号イ中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の六の二」に、「第六十八条の十五の六第二項第四号」を「第六十八条の十五の五第二項第四号」に改め、同号ロ並びに同項第二号イ及びロ並びに第三号中「第六十八条の十五の六第二項第四号」を「第六十八条の十五の六第二項第四号」に改め、同条第十一項中「第六十八条の十五の五第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改め、同項第一号中「第六十八条の十五の五第二項第四号」を「第六十八条の十五の六第二項第四号」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第六十八条の十五の五第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改め、同条第十四項中「第六十八条の十五の五第二項第七号」を「第六十八条の十五の六第二項第八号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改め、同条第十五項及び第十六項中「第六十八条の十五の五第二項第七号」を「第六十八条の十五の六第二項第八号」に改め、同条第十七項から第十九項までの規定中「第六十八条の十五の五第二項第八号」を「第六十八条の十五の六第二項第九号」に改め、同条第二十一項中「第六十八条の十五の五第一項の」を「第六十八条の十五の六第一項の」に改め、同項第一号中「第六十八条の十五の五第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に、「個別雇用者給与等支給増加額」という。）の百分の十に相当する金額（法第六十八条の十五の六第一項第二号ロに定める要件を満たす場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の当該個別雇用者給与等支給増加額のうち当該雇用者給与等支給額から同項に規定する比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額に百分の二（当該連結親法人が同項に規定する中小連結親法人である場合には、百分の十二）を乗じて計算した金額を加算した金額）に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項の次に次の一項を加える。

20　法第六十八条の十五の六第一項の連結法人の適用年度に係る同条第二項第九号に規定する比較平均給与等支給額が零である場合には、同条第一項第二号ロに定める要件を満たさないものとして、同項の規定を適用する。

第三十九条の四十六を第三十九条の四十七とする。

第三十九条の四十五の四の次に次の一条を加える。

（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第三十九条の四十六　法第六十八条の十五の五第一項に規定する政令で定めるソフトウエアは、第二十七条の六第一項に規定するソフトウエアとする。

2　法第六十八条の十五の五第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この項において同じ。）の取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が百六十万円以上のものとし、工具、器具及び備品にあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものとし、建物附属設備にあつては一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものとし、ソフトウエアにあつては一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のものとする。

3　法第六十八条の十五の五第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該供用年度（法第六十八条の十五の五第一項に規定する供用年度をいう。以下この項及び第六項第一号において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。以下この条において同じ。）の百分の二十に相当する金額（法第六十八条の十一第二項及び第六十八条の十五の四第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　中小連結親法人（法第六十八条の十五の五第一項に規定する中小連結親法人をいう。以下この項及び第六項第一号において同じ。）又はその中小連結子法人（同条第一項に規定する中小連結子法人をいう。以下この項及び第六項第一号において同じ。）で、特定経営力向上設備等（同条第一項に規定する特定経営力向上設備等（同条第二項の規定の適用に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。ロ及び第五項第一号において同じ。）

ロ　特定経営力向上設備等を取得し、又は製作し、若しくは建設した中小連結親法人の当該供用年度の個別所得金額及び特定経営力向上設備等を取得し、又は製作し、若しくは建設した各中小連結子法人の当該供用年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額（法第六十八条の十一第二項及び第六十八条の十五の四第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）